

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

当局より、農林建設課長、星一君の欠席届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第61号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第61号 只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ55万1,000円を減額し、総額をそれぞれ4億6,967万6,000円とするものであります。

補正の款項の区分、当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

5ページ目からご説明いたします。

歳入でございます。繰入金ということで、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金ということで、昨日、一般会計のほうでもご説明ありましたけれども、負担金の額確定による繰入・繰出の補正による事業会計での繰入の減額となっております。

6ページまいりまして歳出でございます。

保険給付費の療養諸費、一般被保険者療養費でございます。こちらにつきましては一般被保険者の療養費に不足が見込まれるための増額の補正であります。

続きまして、国民健康保険事業納付金の医療給付分、その下段の後期高齢者支援金等分、また7ページまいりまして介護納付金分、こちらにつきましては県へ納付する金額でございますけれども、保険基盤安定分の繰入が変更になったということで、それに対しての財源内訳の振替となっております。

予備費 75万1,000円を減額で調整とさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 国保全体のことで、これ、只見単独でやっているわけではないんで、わりと、私はぼーっとしがちなんですが、今あの、ここ数年、この町の高齢化の率が非常に急激に上がっておりまして、50パーセント、これから少子化というか、出生数、母子手帳の数でいろいろ、保健福祉課長とやりとりしましたが、上がる一方だと思いますが、この将来の保険事業予算の想定なんかは、何年か分ぐらいは立てておられますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 国民健康保険事業ということで、被保険者の方から保険料のほうを納めていただいて運営するという形になっておりますけれども、現在、県のほうで統一の保険料に段々していこうという形になっております。で、当初予算の説明ないしは6月の時にもご説明したかなと思うんですけれども、今後の保険料率の統一に向けての試算ということは段々、徐々にはし始めておりますが、この事業、特会予算全体の何年か分という形では、今のところは積算等はしてございません。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 突然大きな話をしましたので、戸惑われたかとは思いますが、やはりあの、これもなんですが、死亡者が100人弱、出生者が10人ぐらい、という中で、これはみんな、国民健康保険とは限りませんが、それなりにあの、後期高齢者の方ですとか、医療保険には医療費として全部ぶちますし、もう一つ考えられるのが、年金の目減りした分が上がっていかないということで、なかなか、高齢者負担金、1割にしても、2割にしても、なかなか運営が大変だなということから、何らかのその、方策を考えるべく、基になる資料を、そろそろ対策としては作っておくと、私自体も何を作ったらいいかわかりませんが、制度が変わるものですから、そのような考えをお持ち願いたいなと思って今、わざわざ発言いたしました。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 貴重なご提言ありがとうございます。

国民健康保険事業については、運営協議会等もごございますので、そちらの委員とも相談しながら、資料作りには努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第61号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第62号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 議案第62号 只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の予算の総額にそれぞれ695万5,000円を追加し、総額をそれぞれ1億5,795万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

こちら5ページ目から説明を申し上げます。

歳入でございます。

1款、後期高齢者医療保険料ということで、特別徴収保険料と普通徴収保険料でございますけれども、特別徴収の分につきましては額の確定による減額でございます。普通徴収につきましては75歳の到達の見込みでの増額補正となっております。

下段まいりまして繰入金です。一般会計繰入金ということで、昨日、一般会計のほうでも説明しましたけれども療養給付費の過年度繰入ということで、一般会計から後期高齢のほうに繰入れる分でございます。

繰越金でございます。こちらは前年度繰越金。雑入として20万5,000円を減額しております。

6ページまいりまして歳出でございます。

こちらは後期高齢者医療の広域連合のほうに納付する金額ということで負担金の額の確定による補正となっております。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第62号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第63号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第63号 只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,906万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

こちらにつきましても5ページ目から説明を申し上げます。

歳入でございます。

国庫支出金の国庫補助金ということで、こちら介護報酬の改定によりましてシステムの改修が必要となります。それに対しての国庫補助金ということでの増額補正でございます。

下段の繰入金でございます。こちら一般会計繰入金ということで、昨日、一般会計の折にもご説明しましたけれども、こちら同じく介護報酬の改定によりましてシステム改修が必要になることから、一般会計から同額で繰入をするものであります。

6 ページにまいりまして歳出でございます。

総務費、総務管理費の一般管理費ということで委託料でございます。こちら先ほどの歳入と連動しまして、介護報酬の改定に伴うシステムの改修のほうを委託するものとなっております。

その下、2 款の保険給付費でございます。保険給付費の 4 項、高額介護サービス等費、その下の段ですね、5 項、高額医療合算介護サービス等費、7 ページまいりまして介護予防・生活支援サービス事業費。こちらについてはそれぞれ実績に基づく負担金の増ということで計上しております。

7 ページ目の諸支出金の償還金ですけれども、こちらにつきましては令和 4 年度の地域支援事業の国庫分の返還金となっております。

予備費を減額して調整しております。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 6 3 号 令和 5 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第64号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 議案第64号 只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ411万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,311万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

こちらにつきましても5ページ目から説明を申し上げます。

歳入でございます。

繰越金ということで前年度繰越金を計上してございます。

8款の県支出金、県補助金でございますけれども、感染拡大防止対策支援事業補助金として380万6,000円の増額を計上してございます。詳細については歳出で説明を申し上げます。

6ページまいりまして歳出でございます。

施設整備費の備品購入費ということで機械器具費に380万6,000円を計上させていただきました。こちらについては先ほど歳入で説明をしました県の補助金による事業の実施でございます。内容につきましてはこぶし苑に簡易陰圧テント、感染対策用のクリーンルームを設置できる施設を、テントを2台購入したいというものであります。陰圧ということで空気圧を外気より少し下げることによって外に空気が漏れないという簡易テントということになりますので、感染防止対策として導入するものであります。

予備費で増額をして調整をしてございます。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第64号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第65号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田栄助君。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第65号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,045万4,000円とする
ものであります。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入であります。

6款、繰越金であります。繰越金でありますけれども前年度の繰越金45万4,000円
でございます。第1号補正ですので、前年度の繰越金を計上いたしました。

6ページでございます。歳出であります。

公債費。3款、公債費でありますけれども利子でございます。節の償還金、利子及び割引料
でございますけれども、内容につきましては長期債償還利子の13万4,000円というこ
とで、利率上昇に伴う償還利子の増額でございます。

4款、予備費32万円で調整をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第65号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のと
おり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第66号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第67号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第70号 只見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 只見町公の施設における指定管理者の指定について、議案第72号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第4号）、議案第73号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）、議案第74号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第75号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）、議案第76号 令和5年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）が提出されました。

議案第66号から議案第76号までの11件を日程に追加し、審議したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第76号までの11件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、議案第66号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第66号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改定につきましては、福島県人事委員会から出されました勧告に基づいて改定をさせていただくものでございます。

前段に、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告の概要ということでご説明をさせていただきたいと思います。

資料をご覧くださいと思います。

10月3日に、福島県人事委員会から出されました勧告につきましては一般職、再任用職員を除きますが、に対する勧告については以下のとおりということで、大きく二つございます。

月例給につきましては民間給与との較差0.88パーセントを埋めるため、初任給を中心に若年層に重点しつつ、全ての号級の給与月額を引き上げる。

二つ目としまして、特別給でございます。期末・勤勉手当。これにつきましては0.1月分を引き上げるということで、民間の支給状況を踏まえまして期末手当と勤勉手当それぞれに0.05月分を振り分けて引き上げるというような勧告でございました。町としましても県に準拠した内容で条例改正を行うというものでございます。

それに基づきまして、一般職の任期付職員、特定任期付職員というものでございますが、特別給、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。

条例第9条におきましては、100分の162という部分を、100分の167.5に引き上げをさせていただくものでございます。

経過措置でございますけども、特例措置ですが、本年12月に支給する部分については1

00分の172.5ということで、今年度分については12月で調整をさせていただき、今後追給をさせていただきものでございます。6年度以降、6月・12月とも100分の167.5ということで支給をさせていただき内容のものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 会計年度職員のうちの、1項職員、パート職員というんですか。これについての、確か、発足当時は期末手当は出たが、勤勉手当が出なかったというふうに記憶しておいて、その後、（聴き取り不能）して見ておったんですが、今は、当時の話としては、いずれ…

○議長（大塚純一郎君） これ、質問の内容がこの議案と合っているでしょうか。

○7番（酒井右一君） 今、違うのか。ごめんなさい。

質問を取り下げます。

○議長（大塚純一郎君） 質問を取り下げる。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それではこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第66号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続きます。追加日程第2、議案第67号 議会議員の議員報酬、
期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第67号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今般、県議会議員のほうでも条例改正をされるということですので、それに倣いまして第
5条第2項中におきまして、162.5を167.5に改めるということで、年間におきま
しては0.1月分の上乗せをさせていただく内容でございます。

附則の14におきましては、令和5年度分につきましては12月分を172.5とするこ
とで調整をさせていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 反対討論ですか。

○2番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 議案67号については、町民の生活を考えるに、この条例は改定すべきでないという立場から反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

それでは、ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第67号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第67号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数。

よって、議案第67号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第3、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

先の議案と同様に、議会議員の皆様と同様に特別職につきましても期末手当の部分について、0.1月分の引き上げをさせていただくものでございます。

附則の30号でございますが、令和5年12月に支給する部分について100分の172.

5ということで調整をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論ですか。

○2番（山岸国夫君） はい。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 反対討論です。

これも大事な町税を町民に還元すると、優先するという立場で68号については反対であります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで討論を終わります。

採決いたします。

議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたしま

す。

この採決は起立によって行います。

議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数であります。

よって、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第4、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

先ほどの議案第66号の冒頭で、福島県人事委員会の勧告の概要について申し上げさせていただきました。その勧告の内容に沿いまして給与の改定をさせていただきたいというものでございます。

資料のほうご覧いただきたいと思います。

まず給料表の改定でございますが、平均改定率につきましては一般行政職で0.9パーセント、医療職1表につきましては0.74パーセント、医療職2表については1.25パーセントということになってございます。

②番としまして、一般職の特別給でございます。期末・勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げをさせていただくというものでございます。令和6年度以降におきましては、期末手当1.225を6月と12月、勤勉手当については1月分を6月・12月ということで引き上げさせていただくものでございますが、令和5年度につきましては12月分で調整をさせていただくということにしております。

再任用職員につきましては、特別給、期末・勤勉手当について年間支給月数を0.05月分引き上げさせていただいて、それぞれ0.025ずつ、期末・勤勉のほうに振り分けをさせていただいております。

実施時期につきましては、給料表につきましては令和5年4月1日に遡っての改定。期末・勤勉手当については令和5年12月1日に遡っての改定ということで（聴き取り不能）をしてございます。

資料2ページ、裏面、2ページからは新旧対照表になってございますが、給料表につきましては一般行政職については1級の部分では最高、月に1万2,000円ほどの増額、給与改定になってございます。全体としましては0.9パーセントということで改定をさせていただいているものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決する

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第5、議案第70号 只見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第70号 只見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例につきましては、今回の人事委員会の勧告等にもございますが、会計年度任用職員につきまして、勤勉手当の支給をすると、可能にするものでございます。

資料で新旧対照表お配りをさせていただいてますが、第2条におきまして、1号会計年度任用職員また2号会計年度任用職員ともに勤勉手当の部分を追加をさせていただいて支給をさせていただくものでございます。

18条におきましては、支給要件でございますけれども、給与条例適用職員の例により支給するものとする。ただし、任期の定めが6月未満の者その他規則で定める者にあつては、勤勉手当は支給しないということにしております。

その規則で定める者という部分につきましては、1週間の勤務時間が15時間30分未満の者については支給することができないこととなっております。

また、任期の定めが6月未満の者がございますが、これについては同年度内で6月を超える場合には、6月とみなすという部分がございますので、任用期間が3ヶ月・3ヵ月と分かれている場合でも、合わせて6月を超える場合には支給をさせていただくというものでございます。

実施時期につきましては令和6年6月からの支給ということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 先ほど、これがまた別に出てくるとわからないですみませんでした。

お伺いしますが、このパート、1号1項職員というのかな、これについて、平成29年に会計年度職員という自治法改正があつてから、当時からその勤勉手当を支給する・しないということが議論がありまして、よくよく調べてみたところ、当時まだ、国の職員の会計年度職員については、支給したり、しなかったり、まとまっていなかったというのがあつて、国以外の地方自治体の職員の会計年度職員については見送りになってきたという経過があつたように思います。

それで、令和4年に、期末手当ですか、これ、いやいや、とにかく令和6年に市町村の勤勉手当がもらえると、支給されるということになったんですが、令和4年にその、国、国とかその法律は、市町村においても期末・勤勉手当、両方をいただけるような改正をされておつたんですが、私の解釈が正しいんでしょうかと。まず一つお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） できるよう、ということにはなっていた、ちょっとその辺、私も、今、資料、その部分、令和4年の部分がちょっと、はっきり把握してございませんでしたので、はございますが、今回、国のほうでも、会計年度任用職員にも支給をすると。また、県のほうでも同様の勧告が出されていると。で、国からも市町村、自治体においても同様に統一してくださいというような通知もございました。それを受けましての今回、改定をさせていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 令和4年に、当初、平成29年に期末手当を出すということの結論を令和4年に出たんだと思いますが、令和4年に本来だと勤勉手当を支給されて当然だというような解釈もできるわけですが、令和6年に支給すると、なんか理由がその、国の会計年度職員全てがもらえるようになったんで、次、国以外の地方自治体の職員にも適用するんだというふうなことを、これはあの、紙によって読んだわけですが、そういうことがあったのでしょうか。それも、藪の中ですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 令和4年にそういった、支給できるというようなことはあったかと思いますが、ただ、それによって統一をされてこなかったという部分がございます。今回については人事院規則等でも、たぶん改正をされるということでございますので、統一された内容で支給をさせていただくということになってございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） つまらないことを申し上げて大変恐縮はしておりますが、令和4年の、地方からの提案等に関する対応方針ということで、令和4年度にその、いわゆる地方、我々只見町の、地方自治体、市町村ですかね、期末手当・勤勉手当、期末手当はもらってますから勤勉手当についてのみ言いますが、支給されても良いというような形になっておったはずですが、今回、令和6年に、来年の4月1日から起算ということなんでしょうが、良かったなと思いますが、しかし、令和4年に支給しても良いよという話になっておって、2年間の間の不利益について、これを救済する方法はありませんか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 支給しても良いという部分であって、それが他の自治体、全国的にも支給をしてこなかったという部分で、国のほうでも支給はできますけれども、それを全国的に統一してこなかったという部分だったというふうに私認識してございますので、そこまで遡って、今回、適用するというものではなくて、今条例によって適用させていただいて、支給させていただくということで考えてございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 一つ確認をしていきたいんですが、議案の中で、69号まで、それぞれ、給料表、勤勉手当関係、実施時期が遡及適用になってますが、会計年度については、6年4月1日から施行ということで、遡及適用というのはないようなんですが、この辺について、他の職員と会計年度任用職員の、そこで差が出てしまうということはどういうことなのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今回、6年の4月1日施行については、勤勉手当の部分でございませう。勤勉手当の部分については6年の4月1日での適用になってございませうが、給料そのものについては一般職の給料が今回、5年の4月に遡って適用になりますので、それに伴って会計年度任用職員の報酬、給料につきましても遡って改訂をさせていただくということで、規則のほうは改正をさせていただく予定でございませう。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 追加された勤勉手当については来年の4月1日から。で、給料表と、それから期末手当については、ほかの職員と一緒に遡及適用で支払われるということですね。了解しました。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませうか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 会計年度任用職員と、その本採用になっている職員との、同じレベルで、どれだけのその給料の差があるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 同じ、ちょっと比較することが難しいかと思いますが、給料表については同じものを使ってございませう。ただ、職員の格付けと会計年度任用職員での格付けについては、それぞれの職務の内容等によって変わってきてございませうので、その部分で差が出てきているという部分はございませうが、給料表そのものは同一のものを使用させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） そうしますと、同じ待遇をしているというふうに理解していいですね。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 会計年度任用職員の場合には職務、事務補助であったり、そういう部分で給料表の格付けが違う部分がございますが、給料であったり、期末手当・勤勉手当等については同様の内容での支給をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

3回目。

○11番（三瓶良一君） この問題で、新聞にも報道されたことありますが、ヨーロッパ、ユーロですね、ヨーロッパあたりは90パーセントを下回ってはならないというようなことが大半の国でやられているというふうに報道されていたことがありますが、これは実際価格、やっぱり日本の場合はもっともっと大きいというような状態になっているようでありますが、やっぱりこの、あまりその、同一労働同一賃金というのが原則ですから、そういう点では町もね、できる限りの改善をしていくということが必要だと思います。そうでないと、同じ仕事をしていて、格差がどんどんどんどん大きくなるようなことではいけませんし、そしてもう一つ伺いますが、もう一つというのは、この会計任用職員というのは、一年あるいは二年・三年というようなことで時間を決めて採用されている。だとすると、これ、臨時職員ですよ。昔の。その辺はどういうふうに考えておられますか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） おっしゃるとおり、以前の臨時職員という部分、そういった方々の部分について、新たに令和2年度からだったと記憶していますが、会計年度任用職員という形で、処遇を改善していく部分もございまして、制度化されたものでございます。なお、改善できる部分については、それぞれ、組合等と協議をしながら毎年改善をさせていただくということで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第70号 只見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第6、議案第71号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、6番、小沼信孝君の退席を求めます。

〔6番 小沼信孝君 退席〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第71号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき次のとおり公の施設の指定管理者として指定するということで、指定管理者に管理を行わせる施設の名称につきましては、ただみ養魚場でございます。

指定管理者となる団体につきましては、所在地、只見町大字長浜字唱平3番地。団体の名称、錦鯉のおぬま。代表者、小沼信孝氏でございます。

指定管理者として管理を行わせる期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年

3月31日までの10年間となっております。5年間でございます。すみません。

本議案につきましては、令和6年3月31日までとなっております指定期間が満了になるということから、募集を行いまして、応募があった錦鯉のおぬまについて12月8日に公の施設指定選定委員会を開催させていただきまして、審議をいただき、候補者として決定をいただいた内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 最近、只見川の釣り客というのがほとんどなくなってしまっている。これは釣れないからいないんだというふうに私は理解しているんですが、地元の人で釣りに行ってる人にも聞くんですが、やっぱり釣れないと。これはいろいろ問題あると思うんですが、川がもう、常にこう、河川工事があるというようなこともあると思うんですが、ここでせっかくあの、いろいろ放流なんかしていることが主な仕事だと思いますが、この指定管理施設がやっても成果が出ないようでは困るわけなんです、河川の関係だとか、そういうことをよく一回調査してもらいたいと思うんです。そうでないと、せっかくこの指定管理者が一生懸命になってやっても、この成果が出てこないということがあります。

そして、もう一つは、この指定管理者が一年間にどのぐらいのその、何万匹ぐらいの、イワナが中心だと思いますが、孵化をされているのか。その実績というものを知らせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まずあの、指定管理者、河川で魚が釣れないという部分についてでございますが、指定管理者のほうで直接、放流をされているわけではなくて、放流についてはそれぞれの漁協のほうで行っているというふうに認識をしております。

今ほど養魚、養殖をどのぐらいということで、のご質問でございますが、資料ではイワナで6万匹、またヤマメで4万匹等の稚魚を販売されているということでございますので、これ以上の養殖はされているということで認識をしております。よろしく願いします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） この前の、平成23年の大水害から河川工事、相当やられておりますから、そういう影響もあって、なかなか魚の成績が上がってこないということはあるんだろうと思いますが、これらのその魚族が振興しないということは、町のその観光的な意味から言っても人が入ってこないわけですから、この点の改善策というものをやっぱり町が中心になって立てて県のほうにちゃんと申し入れるというようなことが必要ではないかと思いますが、その辺の考え方についてはどうですか。建設事務所のやり方にだけ任せておくと、やっぱりどんだんどんだん河川が荒れますよ。そこをちゃんと守っていくということが大事だと思いますが、一言お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今、ご提言いただきました点につきましては、漁業組合等とも協議をさせていただきながら相談をさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、三瓶良一君。

3回目。

○11番（三瓶良一君） あのね、漁協組合、県の水産試験場もあるわけですが、そういう関係機関とよく協議をされて、そしてやっぱり、魚のその、ちゃんと住める場所、そういう淵とか、あるいはその大きな洪水がきても、魚がちゃんと逃げれる場所とか、そういうやっぱりこれからの河川というものは求められていると思います。その環境問題も、魚族の生息できるような環境問題というものも考えていかなければならないと思いますので、是非ともそういう申し入れを県のほうに町からも、漁協組合とよく相談しながら進めていただきたいというのが私の主張ですが、これはどうでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 副町長、新國元久君。

○副町長（新國元久君） ただ今、三瓶議員から魚族の現状教えていただきました。やはり魚族のいなくなる川、非常に寂しいものでありまして、これはまさに三瓶議員おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、福島県でも様々、河川工事においては魚族の保護については最大限配慮されているというふうには認識をしておりました。三瓶議員、お近くの田の口沢川、あそこも只見川に合流する地点では魚道の整備等も行っております。その有用性につ

いては様々、検証していく必要があるかとは思いますが、そういったことで河川管理者あるいは施工者も最大限努力をしております。そういった実態を踏まえて町としましても県と もっと良好に、どうやったら魚族が増えるのか、そういった協議は今後も続けていきたいと思っておりますのでご理解をよろしくお願い申し上げます。

○11番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 副町長、新國元久君。

○副町長（新國元久君） そういった中で、地元の漁協の方々等々のお話もお聞かせをいただい て、同じ方向を向いて進むということが大切だろうというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今ほどの問題、若干、知ってる限り、漁協のほうでは魚種の調査等、毎年やっています。

それからあと、河川工事に関しても魚の保護に関してはきつく言われているんで、あれです。で、私はあの、こっちの指定管理のほうの施設についてお伺いします。

それで、指定管理者のこの管理の施設に関する契約の内容なんですけれども、今年度、重機を借り上げて、それで泥の撤去をなさいました。そしてまた、この施設の管理者が草刈り等もやっています。そして、この施設、見るからに、家が近くなんで、よく通って見るんですけれども、かなり老朽化もしており、階段等、錆が目立つところもあります。そうした中で、この管理者が行う業務と、町で行う業務、この施設の管理に関してですね、その縦分けはどうなっているのかなと思ってお伺いします。

今年度のように重機は町で借り上げて、管理者のほうで、指定管理者のほうで泥上げをしている時に、事故が起こったら、じゃあ、どこの責任になるんだろうなというふうに端的に思ったのが一つ。その件についてお伺いしたいのが一つです。

それから、あそこの施設、町道町下線との境の土手のところに、もみの木かな、あれ、ずっと並んで立っています。だいぶ、あの木、大きくなっています。それで、ブナセンターの入り口の木は半分ぐらい枯れて、というか腐っていて、今年あたりはその腐った空洞の中にスズメバチが入って巣を作っていました。ですから、その辺のところを、あの木、それから風が吹くたびに、ちょうど私の自宅の前のほうまで、ものすごい、枝や草木がこぼれて落ちてきます。当然、養魚場側の池等にも入っていると思われれます。そして、これ、こういう

凸型の土手の上の木が大きくなってきて、それで、あそこ電線があっから、下のほうの枝は電線のために刈り払っているところが一部あります。そうした場合に、ものすごい頭でっかちな形で、これからどんどんでっかくなっていくと、段々、私はこの木倒れるんじゃないかなというふうな気持ちでちょっとドキドキしながら見てはいるんですけども、そうした木の管理、これからどうなさるのかなど。それはたぶん、指定管理者の範疇ではないと思うんで、その辺のところ、どのようなところまでが町の責任で、どのようなところから指定管理者の責任において、ここを指定管理して行うのかなというふうなのが疑問に思いますのでお答えください。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まず管理の部分でございますが、基本的には施設管理については指定管理者のほうで行っていただくということにしております。ただ、大きな修繕であったり、今年度行いました泥上げ等については、町と協議をさせていただいて町で行う部分も出てくるというふうになってございます。

後段で木のこともございました。それにつきましては、ちょっと現地を確認させていただいて、どこの、所有という町になると思いますが、管理者の区分をちょっとはっきりさせていただいて、危険であれば支障木として撤去をするということもあるかと思っておりますので、なお確認をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今ほど施設に関して、大きな修繕は町が、小さな修繕は管理者がという、その大きい・小さいの立て分けはどのような形でされているのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今、ちょっと手元の資料で明確な金額等は定めてはございませんので、指定管理者のほうと協議をさせていただく中で検討をさせていただくということになっているものと認識してございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

3回目。

○10番（鈴木好行君） なかなかあの、指定管理者のほうからは申し入れ難い事柄かと思えます。是非あの、担当者の当局の方もですね、現状を見ていただいて、ここは町のほうで直さなきゃならないなという、その判断を的確にさせていただいたうえで指定管理者のほうと相

談して、今後の対応等を決めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） もう一度、総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

そのように、なお協議をさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 1点、まずお伺いします。

審議会で、どのような、この指定管理者について、良い意見であったり、不安な意見であったりだとか、いろいろあったかなとは思いますが、どういった意見が出たか、お聞かせいただけるでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 選定委員会の中で特に悪い意見等はございませんでした。これまでも良好に管理をしていただいているという部分がありましたので、審議会の中では満場一致といいますか、全ての委員の方が基準点以上の点数をつけられているということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） あともう一つ、養魚場の中でですね、使っていない箇所と申しますか、今、入ってすぐ左側の使うところ、使っていると思いますが、もう少しブナセンター側のところを使っていなかったという記憶なんですけども、先日のその土砂を上げるというのはその場所だったのか。施設全体の中で使っていない施設があるというふうに以前は承知をしておりました。例えばですね、先ほど三瓶議員がおっしゃったようなですね、じゃあそこを、例えば漁協なりが使うだとか、そういったお考えが、今現在、確か、できないというふうに承知をして、再委託のような形ではできないというふうには考えているかなと思っておりますので、あるものはできれば使っていくほうが良いのではないかなと思うので、その採択のところはちょっと余計な発言でしたけれども、例えばあの、こちら指定管理者、手を挙げられた方は、どういう感じでその只見町の水産業の振興がたぶん目的ですので、この施設の、そういったところのビジョンと申しますか、そういったところ、どういうことを掲げて手を挙げたのというところのお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君）　まずあの、養魚池の件でございますが、ご質問のとおり使われていなかった部分について、今年度、土砂を上げまして使用していただけるような形にしてございますので、その部分については管理者のほうでまた養殖を増やすとか、そういったことで考えていらっしゃるということでございます。

また、魚族の振興の部分については、本当にあの、町の魚であるイワナ、これをやはり、安定的に供給させていただく、そういった意気込みを持って今回応募されております。漁協とも協力をしていただいて、放流であったり、そういった部分についても、稚魚の供給であったり、あと孵化ですね、そういったこともされるということで意欲的なご発言があったというふうに記憶してございます。

○議長（大塚純一郎君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第71号　只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

小沼議員の復席を許可いたします。

〔6番　小沼信孝君　復席〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第7、議案第72号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第72号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第4号）でございます。

歳出予算の補正ということで、既定の歳出予算の総額61億3,433万5,000円のうち、1,850万2,000円を科目更生するものでございます。

2項としまして、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表 歳出予算補正によるということでございます。

1ページにつきまして歳出の第1表 歳出予算補正ということで、議会費から2ページ目、教育費まで増額補正をさせていただいております。予備費1,850万2,000円の減額で調整をさせていただきました。

事項別明細書、4ページからご説明を申し上げます。

まず本補正予算につきましては、今ほどらい、議決をいただきました給与条例等に伴う給与改定また議員の報酬、特別職の報酬、給与の改定等に伴う補正。また、その他手当につきましては支給要件等の変更に伴います補正をお願いする部分がございます。

議会費におきましては、議員の皆様、また職員の人件費の増額でございます。

総務費におきまして会計年度任用職員の報酬、また一般職の給料、特別職の期末手当等について補正をお願いしてございます。超勤手当でございますが、15万円減額をしてございます。これにつきましては6月に人事異動に伴う給与の補正をさせていただいておりますが、その中で人事異動、人数等の変更に伴う補正で補正しきれなかった部分について、今回、補正をお願いしています。この15万円分については公民館費のほうへ増額をさせていただいております。

以下、企画費につきましても超勤手当100万円減額をさせていただいておりますが、これについては観光費のほうで増額をさせていただいているということで調整をさせていただきました。

以下、移住交流費から全て、人事異動、また支給要件等の変更に伴う人件費の補正、増額

補正をお願いしてございます。

11ページの商工費でございますが、この部分、超勤手当、これは人数等の変更に伴います企画費からの振替ということで増額をさせていただきました。

以下、土木費等については給与改定に伴う増額をお願いしております。

最後、15ページが予備費でございますが、1,850万2,000円を減額させていただいて調整をさせていただいてございます。

16ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので後程ご確認いただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第72号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第8、議案第73号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 議案第73号でございます。

令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算ということで第2号でございます。

まず第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,979万5,000円とするというものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるということでございまして、5ページ、すみません、3ページですね。

歳入のほうでございますが、繰入金ということで、繰入、対応しておりまして、補正額は200万ということでございます。

5ページのほうでございますが、今ほど説明させていただきまして、基金のほうからの繰入金200万ということでございます。

6ページ、歳出のほうでございますが、これにつきましては先ほどらい、ご審議いただいて認定いただきました追加予算の変更に関わるもので、目でいいますと一般管理費、医科管理費、歯科管理費のほうでございますが、それぞれ職員等の報酬、給料、手当、共済費等の変更によるものでございます。

以下、8ページにつきましては給与費明細になってございますので後程ご覧になっていただければと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第73号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第9、議案第74号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 議案第74号 只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳出予算の補正ということで、既定の歳出予算の総額7億8,906万3,000円のうち、1万5,000円を科目更生するものであります。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表 歳出予算補正によります。

3ページ目をご覧ください。

3ページ目、歳出の総務費、介護認定審査会費の認定調査等費でございます。こちらにつきましては給与の改定による科目の変更となっております。増額となっております。

4ページ目からは給与費明細となっておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第74号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第10、議案第75号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 議案第75号 只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

こちらが歳出予算の補正ということで、既定の歳出予算の総額3億1,311万8,000

0円のうち、23万8,000円を科目更生するものであります。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表 歳出予算補正によります。

こちら3ページ目をご覧くださいと思います。

総務費、施設管理費の一般管理費です。こちらの給料、職員手当、共済費につきましては給与改定によるものであります。予備費からの科目の更生となります。

4ページからは給与費明細となっておりますので後程ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第75号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第76号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第11、議案第76号 令和5年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第76号 令和5年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,947万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出補正予算によります。

5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入であります。繰越金。前年度からの繰越金47万6,000円でございます。

6ページ、歳出であります。

款の1、維持管理費であります。目の1、水道総務費でありますけれども、節の給料、職員手当、共済費につきましては給与改定に伴う増額でございます。

款の3、予備費であります。38万9,000円で調整をしております。

以下、7ページは給与明細書となっておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第76号 令和5年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎12月会議以降における正・副議長、議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、12月会議以降における正・副議長、議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

12月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要のある場合には、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より、発言の申出がありましたので、これを許します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、令和5年只見町議会12月会議が散会されるにあたりまして私からご挨拶をさせていただきます。

本12月会議は12月12日から本日、15日までの4日間に亘りまして慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。

また、一般質問では11名の議員の方からそれぞれご質問をいただきました。

そして、補正予算、債務負担行為を含む補正予算、それから実施計画の説明をさせていた

できました。

そういった中で、特にあの、一般質問を通じて感じましたことは、各般にわたり、多岐にわたりご質問をいただいた中で、やはり現行の計画、計画について、こういった方針、また考え方で計画を立てたのかということをもう一度再認識して、計画があって、そして現在の進捗状況、現況はどうなっているか。そして、それが今後の見通しはどのような見通しになっていくのかという、各般にわたりそのようなご質問をいただいたというふうに私は思っております。

そういった中で、私がある方から、計画は意志ですよということを言われたということをお願いを申し述べさせていただきましたが、やはり自分の事、我が事と思えば意志になりますし、他人事だと思えば予想や予測になってしまうということを改めて深く認識する機会となりました。

今日も散会后、早速、臨時庁議を開催して、12月会議の反省点、今後、留意しなければならないことを庁議構成員で再確認したいというふうに考えております。

それぞれ、提案させていただきました議案につきまして、全て原案どおり可決していただきましたことに心から御礼申し上げますとともに、繰り返しになりますが、一般質問、議案審議の中でいただいたご意見をしっかりと受け止めさせていただいて、益々、改善並びに努めてまいりたいというふうに思っております。

12月会議ということで、今年一年間、大変お世話になりましたが、今の予報ですと、今のところ雪はありませんが、週末、来週にかけて降雪があるやに、の予報も出ております。

益々これから寒さが厳しくなりますけど、議員の各位におかれましてはご健康に留意されまして、引き続きご指導を賜りたいと思います。

そして、新年が皆様にとりまして、また只見町にとりまして、より飛躍の年となりますよう、心から祈念申し上げまして感謝の言葉とともに本日の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、議長からも一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の12月議会は、通算4日間の日程ではありましたが、議員各位のご協力により日程どおり全て終了することができました。

当局におかれましては、一般質問等で出されましたご意見あるいは提言に特に留意をされ、町政進展のため今後とも努力されますことをお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、年末年始を間近に控え、何かとご多様になりますが、健康には十分注意をされご活躍いただきますことを切にお願いをしご挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午前11時34分）

